γは、地方交付税法第六条の二第二項に規定する普通交付税の総額の基準会計年度以前五年間の年平均伸び率

nは、地熱発電施設及び火力発電施設である場合にあっては五（石炭を主たる燃料とするものである場合にあっては六）、水力発電施設である場合にあっては七

Aは、当該地熱発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費（建物の建設に係るものに限る。）

二　当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合　次のイからハまでに掲げる地熱発電施設等ごとに、それぞれイからハまでに定める金額の合計額

イ　当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、最初に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「一号機」という。）　前号に定める金額

ロ　当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、二番目に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「二号機」という。）　次の算式により算定した金額

（B－C）×t_1＋D×t_2

Bは、一号機に係る出力等単位金額と二号機に係る出力等単位金額の合計額又は二号機について前号ニの算式により算定した金額（当該金額が一号機について前号ニの算式により算定した金額より小さいときは、一号機に係る当該金額）のいずれか低い金額

Cは、一号機の単位金額

t_1は、二号機の設置の工事が開始される日から一号機の設置の工事が終了する日（その日が当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日からそれぞれ別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ同表の下欄に掲げる数を年を単位として表した期間を経過した日（以下「係数経過日」という。）より遅い場合にあっては、一号機に係る係数経過日）又は二号機に係る係数経過日のいずれか早い日までの期間を年を単位として表した数

Dは、二号機の単位金額

t_2は、二号機に係る別表第四の下欄に掲げる数からt_1を減じた数

ハ　三番目以降に設置の工事が開始されるもの　ロの算定方法に準じて算定した金額

2　前項に定める金額が、次の各号に掲げる場合に応じそれぞれ当該各号に定める金額に満たない場合には、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域における交付金の交付限度額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一　当該地点が一の市町村の区域に属する場合　五千五百万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、四千万円）

二　当該地点が二又は三の市町村の区域に属する場合　四千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、二千五百万円）

三　当該地点が四以上の市町村の区域に属する場合　一億一千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、八千万円）を当該市町村の数で除して得た金額

3　前項の場合において、当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合にあっては、交付金の交付限度額は、一号機に係る金額について前項の規定を適用して得た金額とその他の地熱発電施設等に係る金額について、前項中「五千五百万円」とあるのは「四千四百万円」と、「四千万円」とあるのは「三千二百万円」と、「二千五百万円」とあるのは「二千万円」と、「一億一千万円」とあるのは「八千八百万円」と、「八千万円」とあるのは「六千四百万円」と読み替えて同項の規定を準用して得た金額の合計額とする。

4　地熱発電施設等（水力発電施設を除く。以下この項において同じ。）が設置される地点が属する市町村の隣接市町村及び隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額は、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。

5　一の地熱発電施設等に係る前四項の交付金は、当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該地熱発電施設等の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

6　主務大臣は、地熱発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該地熱発電施設等の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

7　主務大臣は、第五項及び第六項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

8　市町村合併により、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該地熱発電施設等の着工が確実となった場合にあっては、当該区域内の地熱発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項までの規定を適用する。

9　旧規則第十五条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、旧規則第七条の規定に基づく地熱発電施設等に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあっては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該地熱発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第八条　原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）が設置される地点が属する一の市町村の区域に対して交付金の交付限度額は、別表第五の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

2　二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設（以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、前項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積

―――――――――――――――――――――

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積

3　原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設が設置される地点が属するすべての市町村の区域（当該都道府県の区域に含まれるものに限る。）における交付金の交付限度額に二を乗じて得た金額（ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあっては、当該交付限度額と同額）とする。ただし、当該交付限度額には、第一項の交付限度額は含まないものとする。この場合において、当該交付金は、当該都道府県の区域での事業に要する経費に充てるものとする。

4　一の原子力発電密接関連施設に係る前三項の交付金は、当該施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該施設の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

5　主務大臣は、原子力発電密接関連施設の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該施設の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

6　主務大臣は、前二項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

7　旧規則第十五条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、旧規則第六条の規定に基づく原子力発電密接関連施設に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあっては、当該決定による交付金の額のほか当該市町村の区域に対して交付することができる当該原子力発電密接関連施設に係る交付金の交付限度額は、第一項又は第二項の規定に基づく交付限度額から、当該決定による交付金の額を減じて得た額とする。